

役員名簿

特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	村松勝美	静岡市駿河区丸子 6417 番地	無
副理事長	大原正和 近藤 武	静岡市駿河区北丸子二丁目 28 番 1 号 静岡市駿河区 5 7 4 8 番地	無 無
専務理事	三國俊一	静岡市駿河区丸子五丁目 4 番 1 号	無
理事	吉野眞治 松川和夫 白井照之 片井賢一 佐野一夫 磯野眞理子 今村浩一	静岡市駿河区丸子 6271 番地 62 静岡市駿河区丸子 5 0 9 2 番地 静岡市駿河区丸子七丁目 3 番 29 号 静岡市駿河区丸子芹が谷町 2 番 21-5 号 静岡市駿河区丸子六丁目 3 番 3-11 号 静岡市駿河区北丸子二丁目 39 番 15 号 静岡市駿河区丸子六丁目 3 番 5 号	無 無 無 無 無 無 無
監事	望月正克 杉山次郎	静岡市駿河区丸子二丁目 6 番 14 号 静岡市駿河区北丸子二丁目 35 番 10 号	無 無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。